



守山市指令開第497号

申請者 住所 守山市守山二丁目14番35号
氏名 株式会社イズ・ステージ
代表取締役 一乗 恒

平成27年6月9日付けで申請のあった開発行為許可申請は、都市計画法第29条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成27年6月11日

守山市長 宮本和宏



記

1 開発区域の名称

守山市荒見町字河原口339番

2 開発区域の面積

1,066.27㎡

3 予定建築物等の用途

分譲住宅地（4区画）

4 許可条件

別紙のとおり

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、滋賀県開発審査会に対して審査請求することができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に守山市を被告として（守山市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分についての取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がない場合
- (2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある場合

ただし、不服の理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請のみをすることができます。なお、この場合には、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。